

第1回地域包括支援センター運営協議会でのご質問等への回答について

1. 高齢者虐待についての詳細資料について

高齢者虐待の件数については次のとおり。(令和3年度実績)

○施設従事者による虐待：相談・通報件数17件、虐待判断件数4件

<内訳>

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	2	0	2	0	0	4	4
構成割合(%)	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	—	—

○養護者による虐待：相談・通報件数141件、虐待判断件数84件

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	46	18	37	2	20	123	84
構成割合(%)	54.8	21.4	44.0	2.4	23.8	—	—

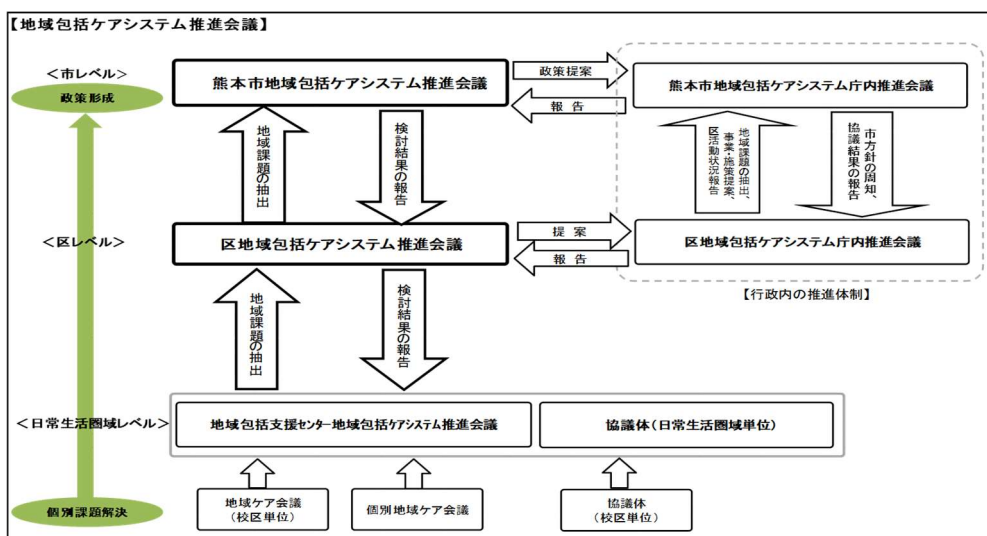
※「令和3年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」調査結果より抜粋

※令和4年度については、現時点最終数値未確定

2. 地域ケア会議等で上げられた地域課題について

地域ケア会議等で上げられた地域課題については、第2層及び第1層の地域包括ケアシステム推進会議に上げられ、解決に向けて検討を行う。令和4年度に実施された第1層の地域包括ケアシステム推進会議内で検討された地域課題については別紙1のとおり。

<参考>地域包括ケアシステム推進体制



3. 家族介護者支援について

令和4年度の各地域包括支援センターでの家族介護者教室の実施状況については以下のとおり。

中央1	12	南1	3
中央2	1	南2	12
中央3	2	南3	12
中央4	2	南4	0
中央5	2	南5	1
中央6	2	南6	2
東1	1	北1	3
東2	3	北2	3
東3	1	北3	4
東4	1	北4	6
東5	3	北5	2
西1	1	計	89
西2	3		
西3	1		
西4	2		
西5	4		

<実施内容について>

認知症に関すること、介護に関すること、消費者被害に関すること、詐欺被害に関すること等、圏域の医師や消費者センター職員等に講師を依頼し実施。

4. 地域包括支援センターが公民館等で実施する講座等の使用料について

<基本方針>

市民の生涯学習を優先しつつ、空き会議室の有効活用や市施策（地域包括ケアの推進・介護保険事業の適正運用）への協力から、休館日の使用や使用料の減免にできる限り協力する。

上記基本方針に基づき、行政職員が必ず参加する地域ケア会議（自立支援型、課題検討型）については減免を行うこととし、その他の会議（運営協議会、協議体、多職種会議）等については原則有料（応相談）としている。（平成30年度生涯学習課と協議のうえ各ささえりあに通知）